

用品調達に関する事務取扱規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第七十七号

#### 用品調達に関する事務取扱規則等の一部を改正する規則

(用品調達に関する事務取扱規則の一部改正)

第一条 用品調達に関する事務取扱規則(昭和三十年広島県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「平成 年 月 日」を「平成 年度」に改める。

別記様式第三号中「平成 年 月 日」を「平成 年 月 日」及び「平成 年度

」を「平成 年度」及び「出納簿登記印」を「出納簿登記欄」及び「受領印」を「受領欄」に改める。

別記様式第四号中「平成 年度」を「平成 年度」及び「使用簿登記印」を「使用簿登記欄」に、「受領印」を「受領欄」に改める。

(広島県共用備品管理規則の一部改正)

第二条 広島県共用備品管理規則(昭和三十二年広島県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三号中「平成 年 月 日」を「平成 年 月 日」に改め、「印」を削る。

(広島県物品管理規則の一部改正)

第三条 広島県物品管理規則(昭和三十九年広島県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事務引継) 第三十九条 (略)</p> <p>2 前項の引継には、前任者は、発令の日の前日(後任者の発令の日が前任者の発令の日の翌日であるときは、前任者の発令の日)をもつて、別記様式第十一号による引継調書を二通作成し、現物及び第四十一条の規定により備え付けている帳簿を後任者に引き渡し、当該引継調書及び帳簿の末葉に引継年月日を記載して、双方これに記名しておかなければならない。この場合において、前任者及び後任者は、当該引継調書を所長に提出し、その確認を受けた上、それぞれ一通を保存するものとする。</p> <p>3―5 (略)</p>	<p>(事務引継) 第三十九条 (略)</p> <p>2 前項の引継には、前任者は、発令の日の前日(後任者の発令の日が前任者の発令の日の翌日であるときは、前任者の発令の日)をもつて、別記様式第十一号による引継調書を二通作成し、現物及び第四十一条の規定により備え付けている帳簿を後任者に引き渡し、当該引継調書及び帳簿の末葉に引継年月日を記載して、双方これに記名押印しておかなければならない。この場合において、前任者及び後任者は、当該引継調書を所長に提出し、その確認を受けた上、それぞれ一通を保存するものとする。</p> <p>3―5 (略)</p>

別記簿を録しませ「平成 年 月 日」や「 年 月 日」及び「契約の相手方の住所及び指名」や「契約の相手方の住所及び氏名」に捺印し、「印」を捺印し、「出納簿登記印」や「出納簿登記欄」及び「受領印」や「受領欄」に捺印し。

別記簿を録しませ

納期	平成 年 月 日	納入場所		債権者コード		—	
上記のとおり広島県契約規則及び広島県会計規則について承諾の上、入札(見積)します。							
契約担当職員 様							
平成 年 月 日							
住所 氏名							
印							

を

納期	年 月 日	納入場所		債権者コード		—	
上記のとおり広島県契約規則及び広島県会計規則について承諾の上、入札(見積)します。							
契約担当職員 様							
年 月 日							
住所 氏名							
印							

を

機関名	
契約 (支負担行為) 年 月 日	平成 年 月 日
検査年月日及び検査者職員氏名印 平成 年 月 日	印
立会者職員名印	印
出納簿登記印	受領印

を

機 関 名	
契 約 (支出負担行為) 年 月 日	年 月 日
検査年月日及び検査者職員氏名欄 年 月 日	
立会者職員氏名欄	
出納簿登記欄	受領欄

と定める。

別記様式第三号中「生産取扱者印」や「生産取扱者欄」及び「出納簿登記印」や「出納簿登記欄」を定める。

別記様式第四号中「受領印」や「受領欄」及び「出納簿登記印」や「出納簿登記欄」を定める。

別記様式第五号中「平成 年 月 日」や「 年 月 日」及び「受領印」や「受領欄」及び「出納簿登記印」や「出納簿登記欄」及び「受領年月日、機関名、物品出納職員職氏名印」や「受領年月日、機関名、物品出納職員職氏名欄」及び「受領年月日、機関名、物品出納職員職氏名印の欄」や「受領年月日、機関名、物品出納職員職氏名欄」を定める。

別記様式第六号中「出納簿登記印」や「出納簿登記欄」を定める。

別記様式第七号及び別記様式第七号の二中「出納簿登記印」や「出納簿登記欄」及び「平成 年 月 日」や「 年 月 日」及び「印」を定める。

別記様式第八号中「受領印」や「受領欄」及び「出納簿登記印」や「出納簿登記欄」を定める。

別記様式第九号中「出納簿登記印」や「出納簿登記欄」を定める。

別記様式第十号(表)中「平成 年 月 日」や「 年 月 日」及び

「契約の相手方の住所及び指名」や「契約の相手方の住所及び氏名」及び「受領印」や「受領欄」及び「出納簿登記印」や「出納簿登記欄」を定める。

別記様式第十号の二(表)中「平成 年 月 日」や「 年 月 日」を定める。

別記様式第十号の二表)中

交換期限	平成 年 月 日	交換場所		債権者 コード	—	
上記のとおり広島県契約規則及び広島県会計規則について承諾の上、入札（見積）します。						
契約担当職員 様						
平成 年 月 日						
住所 氏名						
(印)						

を

交換期限	年 月 日	交換場所		債権者 コード	—	
上記のとおり広島県契約規則及び広島県会計規則について承諾の上、入札（見積）します。						
契約担当職員 様						
年 月 日						
住所 氏名						
(印)						

を

機 関 名	
契 約 (支出負担行為) 年 月 日	平成 年 月 日
物 品 引 渡 日	平成 年 月 日
受領印	出納簿登記印
検査年月日及び検査者職員氏名印	
(印)	
立会者職員名印	
(印)	

を

機 関 名	
契 約 (支出負担行為) 年 月 日	年 月 日
物 品 引 渡 日	年 月 日
受領欄	出納簿登記欄
検査年月日及び検査者職員氏名欄	
立会者職員名欄	

を

別記様式第十一号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、「㊟」を削る。

別記様式第十三号及び別記様式第十四号中「~~平成~~」を「~~令和~~」に改める。

別記様式第十五号中「~~生産取扱者~~」を「~~生産取扱者~~」に改める。

別記様式第十八号及び別記様式第十九号中「~~平成~~」を「~~令和~~」に改める。

別記様式第二十号中「㊟」を削り、「~~平成~~」を「~~令和~~」に、「~~生産取扱者~~」を「~~生産取扱者~~」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の様式で行われている手続は、この規則による改正後の各規則の様式で行われている手続とみなす。

3 この規則による改正前の広島県物品管理規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の広島県物品管理規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

4 前項の場合において、検査年月日及び検査者職氏名印欄、立会者職氏名印欄、出納簿登記印欄、受領印欄及び生産取扱者印欄については、押印を要しない。ただし、署名その他の方法により確認を行うものとする。